地方行政サービス改革の取組状況等(令和2年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
082155	茨城県	北茨城市	都市 I-2

(1)民間委	Æ			
	直営(※)	今後の対応方針 【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】 類似団体 多託率	全国(本部町村分) 委託車
本庁舎の清掃			100.0%	99.4%
本庁舎の夜間警備			100.0%	98.6%
案内·受付			92.3%	91.1%
電話交換			94.7%	93.2%
公用車運転			90.3%	87.9%
し尿収集			96.3%	98.1%
一般ごみ収集			95.5%	97.4%
学校給食(調理)	0	老朽化が進む施設の更新と併せて、コスト削減効果額等を考慮した上で、民間委託化を検討する。	69.4%	71.6%
学校給食(運搬)			93.8%	91.2%
学校用務員事務	0	現在、専任職員を置いて業務に当たっているが、退職後不補充の方針を遵守し、全員が定年を迎えるまでは、臨時職員で対応するものとして、その後業務委託について検討する。	30.0%	37.0%
水道メーター検針			100.0%	99.1%
道路維持補修・清掃等			98.6%	97.2%
ホームヘルパー派遣			97.9%	99.1%
在宅配食サービス			100.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.7%
ホームページ作成・運営			97.0%	97.5%
調査·集計			98.4%	96.4%
※令和2年4月1日現在にお	いて、直営	で専任職員を置いている団体		

							[参考]	
	公の 施設数	制度導入 施股数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員 常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	類似団体 導入率	全国(市区町村分) 導入車
体育館	1	1	100.0%		0		40.8%	39.8%
競技場 (野球場、テニスコート等)	8	8	100.0%		0		49.3%	48.0%
ブール	2	2	100.0%		0		58.1%	51.3%
海水浴場	1	0	0.0%	当市の海水浴場は、駐車場を無料で運営しており、利用料を徴収するような業務は ないため、制度導入は不要と考える。	0		0.0%	14.1%
宿泊休養施設 (ホテル、国民省音等)	1	1	100.0%		0		87.0%	86.7%
休養施設 (公衆活場、第・山の米等)	1	1	100.0%		0		72.3%	75.9%
キャンブ場等	1	1	100.0%		0		65.9%	58.8%
在業情報提供施設	0	0			0		88.5%	74.7%
示場施設、見本市施設	0	0			0		100.0%	64.9%
開放型研究施股等	0	0			0		0.0%	53.3%
大規模公園	0	0			0		38.4%	44.3%
公営住宅	11	0	0.0%	制度導入の際には、全戸一括で管理しても6分必要があるが、一括で管理できる業 者が市内にないため、導入は難しいと考える。	0		13.0%	15.3%
駐車場	3	0	0.0%	制度導入による市民の利便性を検証している要がある。	0		21.2%	37.6%
大規模雲園、斎場等	3	0	0.0%	制度導入によって、利用料の値上がりが懸念される。	1	現時点で指定管理者制度を導入しておらず、施設の管理・運営上、自治体際員の常駐 が必要。	16.9%	22.3%
図書館	1	0	0.0%	直営によって市民の意見要望を直接行政に反映でき、意歌の高い人材を確保する ことができるが、制度導入によって、学校や近隣図書館との禁密な連携が途絶える 可能性がある。	1	現時点で指定管理者制度を導入しておらず、施設の管理・運営上、自治体職員の常駐 が必要。	17.1%	19.8%
博物館 #88.198.858.888	2	1	50.0%	歴史氏俗資料館においては、施設の大規模改修を終え、リニューアルオープンを 従えるにあたり、施設の管理運営に構造した職員を配置する必要があったので、重 営とした。	1	歴史民俗資料館においては、施設の大規模改修を終え、リニューアルオープンを迎え るにあたり、施設の管理運営に精通した環長を配置する必要がある。	26.8%	27.9%
公民館、市民会館	16	2	12.5%	市奥に公平で公正な宇宙・文化サービスを提供することが求められている。施設の資出しだけでな く、各種課度等の開設や地域団体の育成・指導を持っている。	1	社会教育法により、営利・政治・宗教に係る使用が認められておらず、統一的かつ適切 な使用許可基準の運用を行っていくため概負の常駐が必要。	20.4%	23.1%
文化会館	0	0			0		46.7%	51.6%
合宿所、研修所等 (青少年の末を含む)	0	0			0		64.6%	49.8%
特別養護老人ホーム	0	0			0		87.5%	73.8%
介護支援センター	0	0			0		51.9%	48.5%
福祉・保健センター	4	4	100.0%		0		45.3%	53.2%
童クラブ、学童館等	3	0	0.0%	今後の利用状況を踏まる、制度導入を検討する。	0		15.5%	23.8%

